

足場からの墜落防止対策が強化されました！！

(労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要)

1. 趣 旨

足場からの墜落・転落災害の防止については、平成21年6月に労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）を改正し、対策の強化を図ってきました。その改正の際、施行後3年を目途に措置の効果を把握し、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされていたことから、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」で検討した結果（平成26年11月）を踏まえ、必要な改正が行われました。



2. 背 景

(1) 足場からの墜落災害発生状況の推移

- 足場からの墜落災害は長期的には減少傾向でしたが、近年、増加傾向にあります。
- 死傷墜落転落災害における足場からの墜落災害の割合も、近年、増加傾向にあります。

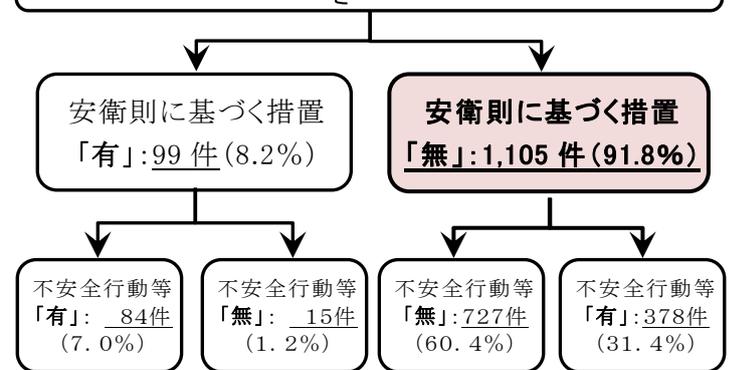
(2) 安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況

- 安衛則に基づく墜落防止措置が実施されていなかったものが約9割も占めています。

図 安衛則に基づく墜落防止措置の実施状況

分析対象: 1,204件

- ・ 組立解体時の最上層から: 308件
- ・ 通常作業時等: 896件



※ 平成21年度から平成23年度の足場からの墜落災害(休業4日以上)の死傷災害(休業4日以上)を分析したもの。

表 足場からの墜落災害発生状況の推移 (全国)

	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
建設業全体	22,809 (594)	22,386 (508)	19,280 (430)	16,143 (365)	16,983 (342)	17,073 (367)	17,189 (342)	17,184 (377)
① うち、墜落・転落	8,312 (260)	7,819 (190)	6,629 (172)	5,408 (159)	5,802 (154)	5,892 (157)	5,983 (160)	5,941 (148)
② うち、足場から	1,521 (47)	1,398 (26)	1,133 (31)	713 (45)	847 (25)	853 (24)	958 (31)	954 (33)
②/① 割合	18.3% (18.1%)	17.9% (13.7%)	17.1% (18.0%)	13.2% (28.3%)	14.6% (16.2%)	14.5% (15.3%)	16.0% (19.4%)	16.1% (22.3%)

※ 「労働者死傷病報告」に基づく休業4日以上)の死傷災害 ()内は、死亡災害

3. 改正の概要

(1) 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加

<改正前>
足場の組立て等の作業に従事する労働者に対する特別教育の義務はない。



<改正後>
足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上での補助業務を除く。)を特別教育の対象とする。



大阪労働局・各労働基準監督署

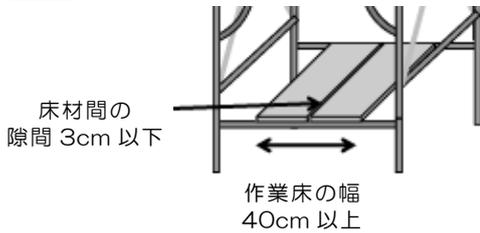
<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

(2) 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

<改正前>

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ① 幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下



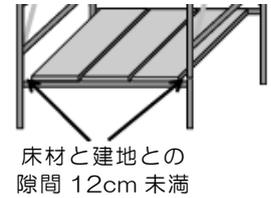
- ② 足場からの手すり等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合において、一定の要件を満たしたときは、これらの設備を設けないことや取り外すことができる。

<改正後>

足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件

- ① 改正前①に加え、床材と建地との隙間は12cm未満とすることを追加する。

※ 一定の場合には、床材と建地との隙間が12cm以上の箇所に防網を張る等の墜落防止措置で代替可能。



- ② 改正前②の一定の要件として、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止することを追加する。
- ③ 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないことを追加する。
- ④ ②及び③については、架設通路及び作業構台についても同様の措置を追加する。

(3) 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

<改正前>

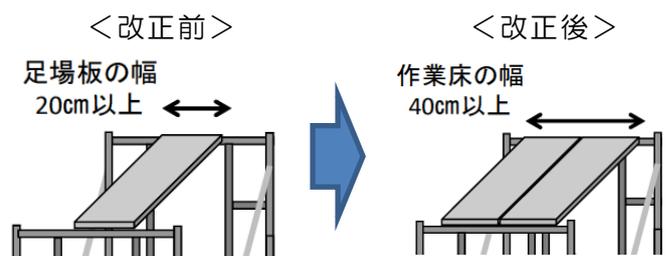
つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、事業者は、墜落防止措置等(※)を講じなければならない。

※ 事業者が講じなければならない墜落防止措置等

- イ 組立て等の時期等を作業に従事する労働者に周知させること
- ロ 組立て等の作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ハ 悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を禁止すること
- ニ 足場材の緊結等の作業にあつては、幅20cm以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること
- ホ 材料等を上げ、又はおろすときは、つり網等を労働者に使用させること

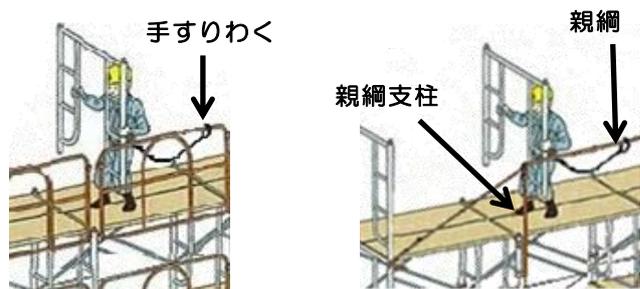
<改正後>

- ① 対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。
- ② 足場材の緊結等の作業を行うときは、次の措置を講ずることとする。
- イ 幅40cm以上の作業床を設けること。
- ※ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。



- ロ 安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずること。

※ ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。

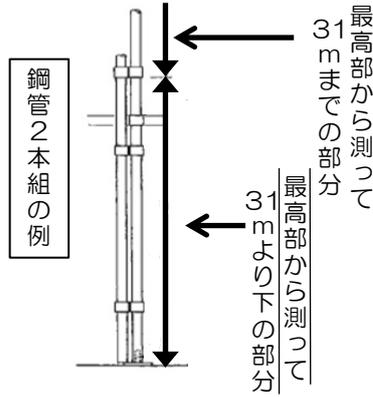


安全帯取付け設備の例



(4) 鋼管足場に係る規定の見直し

＜改正前＞
規格に適合する鋼管足場のうち単管足場について、**建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は鋼管を2本組とすること。**



＜改正後＞

建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載重量を加えた荷重をいう。）が**最大使用荷重**（当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。）を超えないときは、**鋼管を2本組とすることを要しないものとする。**

(5) 注文者の点検義務の充実

＜改正前＞
特定事業の仕事を自ら行う注文者が請負人の労働者に足場又は作業構台を使用させる場合であって、**強風等の悪天候、中震以上の地震の後**においては、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について**点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。**

＜改正後＞

足場又は作業構台の組立て、一部解体又は変更の後においても、足場又は作業構台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について**点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理することとする。**

(参考) 前回(平成21年6月)の足場からの墜落防止措置等の強化の概要

1. 墜落防止措置

	前回改正前	① 前回改正後の墜落防止措置	②実施することが望ましい「より安全な措置」
単管足場の例	高さ75 cm以上の手すり	高さ85 cm以上にUP 高さ35~50 cmの位置に中さん	「幅木」の追加
わく組足場の例	交さ筋かい	高さ15~40 cmの位置に下さん	「上さん」の追加

2. 飛来物防止措置

	前回改正前	① 前回改正後の墜落防止措置	②実施することが望ましい「より安全な措置」
	足場における明確な規定なし	高さ10 cm以上の幅木	メッシュシート

3. 事業者による足場の点検

- ・ つり足場を除き**作業開始前の点検義務なし**
- ・ 悪天候、地震又は足場の組立て等の後の点検義務

- ・ **作業開始前の点検を義務化**
- ・ 悪天候、地震又は足場の組立て等の後の点検結果の**記録・保存を義務化**

- ・ 足場の組立て等の後の点検は、**一定の知識・経験を有する者が実施**

足場の組立て等の業務に係る特別教育(適用日平成 27 年 7 月 1 日)

	科 目	範 囲	時 間	(参考) 既従事者に対する時間 ※	
学科試験	Ⅰ	足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3 時間	1 時間 30 分
	Ⅱ	工事用設備、機械、器具、作業環境に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	30 分	15 分
	Ⅲ	労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間 30 分	45 分
	Ⅳ	関係法令	法、令及び安全則中の関係条項	1 時間	30 分
	計			6 時間	3 時間

※ 適用日時点で、現に足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）に従事している者に対する特別教育の時間

特別教育の受講義務者の範囲は？（その1）

特別教育を実施しなければならない業務は、「足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）」であり、組立て等を行う**足場の形状、種類及び高さに関係なく**、一側足場や単管足場を含めた**すべての足場**となります。また、**ローリングタワー**も足場に該当するため**対象**となります。

なお、経過措置が設けられ、施行日の平成 27 年 7 月 1 日現在、足場の組立て等の業務に従事している者は、平成 29 年 6 月 30 日までの間は特別教育の受講が猶予されます。つまり、2 年間の間に、特別教育を受講するか、作業主任者の技能講習を修了する必要があります。

特別教育の受講義務者の範囲は？（その2）

施行通達（平成 27 年 3 月 31 日 基発 0331 第 9 号）の第 655 条関係において、第 1 項第 2 号の「一部解体若しくは変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布等の足場の構造部材の一時的な取り外し若しくは取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔等の一時的な取り外し若しくは取付けが含まれます。

ただし、次にいずれかに該当するときは、「一部解体若しくは変更」に含まれません。

① 作業の必要上臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む。）を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これにより足場の構造に大きな影響がないことが明らかであって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。

② 足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート等の設備を取り外す場合又は当該設備を原状に復す場合であって、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき。

と解釈がありますが、例えば、足場の構造部材やメッシュシートを一時的に取り外す作業において、部材の上げ下ろしが伴えば、「足場の組立て、解体又は変更の業務」に該当し、当該作業を行う者に対し特別教育を実施しなければなりません。

施行日と経過措置について



1 施行日

平成 27 年 7 月 1 日

2 経過措置

(1) 特別教育に関する経過措置

改正省令の施行（平成 27 年 7 月 1 日）の際現に「足場の組立て等の業務に係る業務（地上又は堅固な床上での補助業務を除く。）」に従事している者^{※1}については、平成 29 年 6 月 30 日までの間は、当該業務に関する特別の教育を行うことを要しない。

※1 「現に従事している」とは、当該業務に就いていることをいい、施行日時点で、建設工事の現場等において、現に当該業務を行っていることまでを求める趣旨ではない

(2) 足場の作業床に関する経過措置

はり間方向における建地の内法幅が 64cm 未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、改正省令の施行（平成 27 年 7 月 1 日）の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合^{※2}に限り、第 563 条第 1 項第 2 号ハ「床材と建地との隙間は、12cm 未満とすること」の規定は、適用しない^{※3}。

※2 床材及び腕木の両方に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合。

※3 足場の一部の作業床が本経過措置に該当する場合は、当該作業床に限り第 563 条第 1 項第 2 号ハを適用しない。